

## 秋田市告示第16号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定し、および変更したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和8年1月27日

秋田市長 沼 谷 純

### 1 指定

事業所名称	所 在 地	指定年月日
秋田県看護協会立居宅介護支援事業所	秋田市保戸野千代田町16番16号	令和8年1月1日

### 2 変更

事業所名称	所 在 地	変更年月日
旧 ジョイリハ秋田寺内	秋田市寺内字イサノ60番地2	令和7年10月1日
新 ジョイリハSPA秋田寺内	秋田市仁井田二ツ屋一丁目3番49号	令和7年10月1日
旧 ジョイリハ秋田仁井田	秋田市土崎港中央三丁目4番39号	令和7年11月4日
新 ケアプランセンターひなた		